

国見町青少年育成町民会議奨励金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、芸術及び文化活動並びにスポーツ活動の各区分において、すぐれた成績をおさめた国見町に住所を有する青少年又は国見町に活動の本拠を有する青少年団体（以下「青少年等」という。）に対し、国見町青少年育成町民会議奨励金（以下「奨励金」という。）を支給することにより、日頃の鍛錬を賛嘆するとともに、次代を担う若い彼らの自信を惹起させ、もって青少年の健全な育成を醸成することを目的とする。

(青少年の定義)

第2条 この要綱で「青少年」とは、6歳以上25歳未満の男女をいい、「青少年団体」とは、団体の主たる構成員が「青少年」である団体をいう。

(奨励金の対象及び支給額)

第3条 奨励金の対象及び支給額は、次のとおりとする。

活動	区分	対象	支給額	
			青少年	青少年団体
芸術及び文化活動	全国大会	国内外の政府及び地方公共団体又は各分野の連盟が主催する全国規模の大会に東北地区又は福島県を代表して出場する資格を有するとき	10,000円	20,000円
	東北大会	国内外の政府及び地方公共団体又は各分野の連盟が東北地区において主催する大会に福島県を代表して出場する資格を有するとき	8,000円	15,000円
	地区大会	国内外の政府及び地方公共団体又は各分野の連盟が福島県内において主催する大会に福島県北地区を代表して出場する資格を有するとき	5,000円	10,000円
	その他の大会	会長が奨励金の交付を適当と認める大会において、福島県を代表して出場する資格を有するとき	会長が別に定める額	
スポーツ活動	全国大会	国内外の政府及び地方公共団体又は各分野の連盟が主催する全国規模の大会に東北地区又は福島県を代表して出場する資格を有するとき	10,000円	20,000円
	東北大会	国内外の政府及び地方公共団体又は各分野の連盟が東北地区において主催する大会に福島県を代表して出場する資格を有するとき	8,000円	15,000円
	地区大会	国内外の政府及び地方公共団体又は各分野の連盟が福島県内において主催する大会に福島県北地区を代表して出場する資格を有するとき	5,000円	10,000円
	その他の大会	会長が奨励金の交付を適当と認める大会において、福島県を代表して出場する資格を有するとき	会長が別に定める額	

2 同大会において、個人の部及び団体の部の両方に出場する場合は、個人の部を優先して支給し、団体の部は支給しないものとする。

(申請)

第4条 奨励金の支給を受けようとする青少年等は、国見町青少年育成町民会議奨励金交付申請書（以下「申請書」という。）を国見町青少年育成町民会議会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(決定及び支給)

第5条 会長は、前条の申請書を受理したときは、第3条に規定する支給基準に照らし審査のうえ、支給を決定する。

2 会長は、前項の規定によって支給を決定したときは、青少年等に対し遅滞なくその旨を通知し、支給する。

(奨励金の返還)

第6条 会長は、奨励金の支給を受けた青少年等が、災害その他特別の事由による場合を除き、正当な事由がなく事業に参加せず、又は実施しない場合は、奨励金の返還を求めることができる。ただし、当該青少年等の健全な育成に鑑み、不相当と思料される場合は、この限りでない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。